

報告第 11 号

令和 3 年度伊賀市一般会計事故繰越しについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

令和3年度伊賀市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				支 出 済 額	支 出 未済額			既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
3	民生費	1 社会福祉費 地域福祉施設整備事業	円 17,590,000	円 0	円 17,590,000	円 0	円 17,590,000	円 17,590,000	円			円	前金払い分として予算計上をしていたが、契約業者が前金払いを希望しなかったため。